

## 申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	健康局健康推進部生活衛生課 (06-6208-9981)
処分課（担当）名	健康局健康推進部生活衛生課 (06-6208-9981)
処分の名称	一般廃棄物処理施設の設置の許可
概要	廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、一般廃棄物処理施設の設置が生活環境に与える影響が大きいことから、その設置については一般人が行うことを禁止し、許可を受けたものに対してのみその禁止を解除しています。一般廃棄物処理施設の設置においては施設面および人的能力面について基準が定められており、大阪市内に施設を設置する場合は、大阪市長の許可を受ける必要があります。
根拠法令等 及び条項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項 大阪市一般廃棄物処理施設に関する事務取扱要領 (健康局健康推進部生活衛生課窓口にて設置)
審査基準	申請が次の各号のいずれにも適合していることが必要。 1 その一般廃棄物処理施設の設置に関する計画が環境省令で定める技術上の基準に適合していること。 2 その一般廃棄物処理施設の設置に関する計画及び維持管理に関する計画が当該一般廃棄物処理施設に係る周辺地域の生活環境の保全及び環境省令で定める周辺の施設について適正な配慮がなされたものであること。 3 申請者の能力がその一般廃棄物処理施設の設置に関する計画及び維持管理に関する計画に従って当該一般廃棄物処理施設の設置及び維持管理を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。 4 申請者が法第七条第五項第四号イからヌまでのいずれにも該当しないこと。
標準処理期間	処分期間 90日間（焼却施設及び廃棄物の最終処分場にあつては、120日間） ※ただし、標準処理期間には、次の項目を含まない。 ・ 補正に要した期間及び返却期間 ・ 申請者が自ら申請内容を変更し、それに要した期間 ・ 本市の勤務を要しない日の日数
経由日数	なし
提出先	健康局健康推進部生活衛生課 (06-6208-9981)
提出時期	随時
提出方法	一般廃棄物処理施設設置許可申請書及び添付書類各2部を健康局健康推進部生活衛生課へ提出してください。手数料は申請時に市役所内にある大阪市公金収納取扱金融機関へ納入してください。
手数料	施設によって手数料が異なります。 ・ 焼却施設及び最終処分場設置許可申請 130,000円 ・ その他の一般廃棄物処理施設 110,000円
相談窓口	健康局健康推進部生活衛生課 (06-6208-9981)
ホームページ	
備考	